

HACCPの考え方を取り入れた 衛生管理が制度化されました

令和3年6月1日 から、この衛生管理に取り組む必要があります。
原則、食品の製造・加工、調理、販売等を行う
全ての食品等事業者が対象です。

HACCPの考え方を取り入れた衛生管理とは

小規模事業者等が、その取り扱う食品の特性等に応じ、
各業界団体が作成する手引書を参考に、温度管理や手洗い
等の衛生管理の手順を定め、簡便な記録を行う衛生管理の
ことです。

共通して取り組むこと

- ① 食品衛生上の危害発生の防止のため、衛生管理計画を作成し、関係者に周知徹底すること。
- ② 衛生管理の実施状況を記録し、保存すること。
- ③ 衛生管理計画及び手順書の効果を検証し、見直すこと。

対象事業者

- ① 食品等の取扱いに従事する者の数が50人未満の小規模な製造・加工等の事業場
- ② 製造・加工した食品の全部又は大部分を併設された店舗において小売販売する営業者
(菓子の製造販売、豆腐の製造販売、食肉の販売、魚介類の販売等)
- ③ 飲食店等の食品の調理を行う営業者
- ④ 容器包装に入れられた食品又は包まれた食品のみを貯蔵、運搬、又は販売する営業者
- ⑤ 食品を分割して容器包装に入れ、又は包んで小売販売する営業者
(青果店、コーヒーの量り売り等)

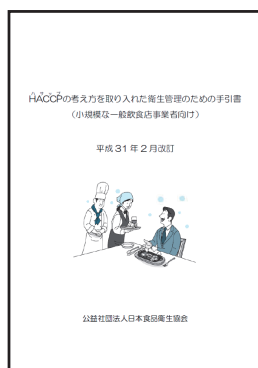
問合せ先

機関名	電話	所管区域
平塚保健福祉事務所	0463(32)0130	平塚市、大磯町、二宮町
平塚保健福祉事務所秦野センター	0463(82)1428	秦野市、伊勢原市
鎌倉保健福祉事務所	0467(24)3900	鎌倉市、逗子市、葉山町
鎌倉保健福祉事務所三崎センター	046(882)6811	三浦市
小田原保健福祉事務所	0465(32)8000	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町
小田原保健福祉事務所足柄上センター	0465(83)5111	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
厚木保健福祉事務所	046(224)1111	厚木市、海老名市、座間市、愛川町、清川村
厚木保健福祉事務所大和センター	046(261)2948	大和市、綾瀬市

※ HACCPに関するご相談は、施設の所在地を管轄している保健福祉事務所等にお問合せください。

※ 来所による相談も受け付けています。

各業界団体が 作成する手引書はこちら



厚生労働省ホームページにおいて、HACCPに取り組む際の参考となる手引書が掲載されていますので、ご参照ください。



HACCP 業種別手引書 検索

神奈川県 ホームページはこちら



神奈川県ホームページにおいて、HACCPの制度化について参考となる情報が掲載されていますので、ご参照ください。



神奈川県 HACCPの制度化 検索